

敵基地攻撃能力（反撃能力）の保有に反対する理事長声明

1 「安保三文書」による敵基地攻撃能力ないし反撃能力保有の方針決定

政府は、2022年（令和4年）12月16日、国家安全保障戦略、国家防衛戦略および防衛力整備計画（以上をまとめて「安保三文書」という）を閣議決定し、相手国のミサイル発射手段等を攻撃するための、いわゆる敵基地攻撃能力や更には攻撃対象をミサイル基地など直接の発射手段に限定せず、「指揮統制能力等」を含む「反撃能力」を保有することを進めることとした。そのために、2023年度（令和5年度）を初年度として、今後5年間で43兆円の防衛費を増額する方針を決め、2023年（令和5年）6月には防衛財源確保法を成立させた。「安保三文書」中の防衛力整備計画の中には、1000kmを超える射程をもつ12式誘導弾、1600kmの射程をもつアメリカ製トマホークミサイルの配備、2000km射程の高速滑空弾・極超音速誘導弾の開発や多機能護衛艦・潜水艦の長射程ミサイル搭載のための改修などがあり、他国領域内の対象施設を攻撃する能力を保有することが盛り込まれている。しかし、このような武器の保有は、日本国憲法9条2項により保有を禁止される戦力に該当し、違憲となるものである。

2 敵基地攻撃能力ないし反撃能力とは何か

「安保三文書」の中では、「我が国に対する武力攻撃が発生し、その手段として弾道ミサイル等による攻撃が行われた場合、武力行使の三要件に基づき、そのような攻撃を防ぐのにやむを得ない必要最小限度の自衛の措置として相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とする、スタンドオフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」としての「反撃能力」を保有するとしている。このように規定された「反撃能力」がいかなるものかを見るためには、次の諸点に注目する必要がある。

第1に「武力行使の三要件に基づき」とあるが、ここでいう武力行使の三要件は集団的自衛権の行使容認後の武力行使三要件であり、「我が国と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険があること」を武力行使の要件として認めたものであること。

第2に「相手の領域において我が国が有効な反撃を加えることを可能とする」能力と

しており、わが国の領土・領空・領海を超えて、相手国の領域に対する攻撃能力であること。

第3に「有効な反撃を加えることを可能とする」能力とあり、相手の軍事的装備・施設・命令系統を破壊してわが国に対する攻撃を阻止するだけの能力をもつものであること。

このような「反撃能力」の保有は、従来の自衛隊の装備・施設・運用の性格を大きく変容させるものであり、憲法9条との関係で重大な問題を生じさせる。

3 敵基地攻撃能力ないし反撃能力と憲法9条

上記のとおり、「安保三文書」の中にある武力行使三要件は集団的自衛権の行使を前提とするものであり、日本弁護士連合会及び当連合会傘下の各単位会が意見を出しているとおり、集団的自衛権の行使自体が憲法9条に反するものである。

第1に、憲法9条1項は、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とし、憲法9条2項で「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力はこれを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」としている。すなわち、わが国は少なくとも相手の領域における武力行使はできず、他国に対する攻撃をわが国に対する攻撃と同様に扱って武力行使をすることは認められない。また、相手の武力行使の着手は発見が困難であり、効果的に武力行使を阻止しようとするれば、武力行使の着手を広くとらえ、先制攻撃をしなければならなくなる。このような攻撃は、相手からすれば侵略たる先制攻撃にあたり、わが国に対して個別的自衛権を行使するであろう。

第2に、相手の領域内の目標に対する攻撃ができる兵器の保有は、地理的な意味での「必要最小限度の実力行使」を超え、憲法9条2項にいう「戦力」に該当する。また、そのような兵器を保有し、その行使の意図を伝えることは憲法9条1項の「武力による威嚇」に該当する。

第3に、相手の軍事的装備・施設・命令系統を破壊してわが国に対する攻撃を阻止する能力を持つ兵器の保有は、能力的な意味で相手に対し壊滅的打撃を与える兵器となり、自衛のための必要最小限度の範囲を超え、憲法9条2項の「戦力」に該当する。

4 敵基地能力ないし反撃能力を保有することに反対する

このように集団的自衛権の行使を前提とする敵基地攻撃能力ないし反撃能力を行使したり、他国を威嚇したりすることはもちろん、保有すること自体も憲法9条2項に反し、許されない。政府見解でも、核兵器、特に攻撃的核兵器、B52のような戦略爆撃機、大陸間弾道弾および中距離弾道弾など他国の領域に対して、直接脅威を与えるものは保有を禁止されるということであった（昭和45年3月30日—衆議院予算委員会における防衛庁長官答弁—現在の防衛白書でもその趣旨が踏襲されている）。「安保三文書」が示した「反撃能力」のために保有する武器には、これらに該当するものがあり、政府見解からも戦力に該当するものである。

ウクライナ及びパレスティナでの戦争の例を見れば明らかなように、一旦戦争となると戦場はもとより、攻撃対象となった施設周辺の市民は命の危険にさらされ、家も故郷も捨てなければならなくなり、生活の基盤を根底から破壊されることになる。その結果、わが国からも、相手国からも、あるいは周辺諸国からも大規模な避難者が生じるが、特にわが国は周囲を海に囲まれており、容易に避難できない地理的特徴をもっている。仮に防衛力の強化を抑止力と見るとしても、大規模な軍事力を有する国に対する抑止力を持つためには、一層攻撃的兵器を保有しなければならない。極言すれば、大量破壊兵器を有する国に対して真に抑止力を持つとすれば、わが国も大量破壊兵器を保有しなければならないであろう。こうした抑止力の保有のためには、多額な軍事費の支出を必要とし、文教・社会保障費を削りながら、それでも足りずに増税をして財源としなければならない。市民生活とわが国の経済に与える影響も決して無視できないであろう。憲法9条はそのような事態を想定していない。

当連合会は、わが国が敵基地攻撃能力（反撃能力）を保有することに反対し、政府が憲法9条を守って平和外交により、近隣諸国との戦争の惨禍を再び生じさせないよう尽力することを求めるものである。

2023年（令和5年）11月24日

近畿弁護士会連合会

理事長 浅野 則 明